

議案第41号

No. 2

都市整備部

平成22年6月10日

葛飾区立児童遊園条例の一部を改正する条例

次の区立児童遊園を廃止する。

1 児童遊園名

南綾瀬中央児童遊園

2 廃止の理由

南綾瀬中央児童遊園の用地が東京都より譲与されたことに伴い、当該児童遊園を廃止し、隣接する南綾瀬中央公園の区域として編入するもの。

3 所在地

葛飾区堀切七丁目8番7号

4 面積

601.84㎡

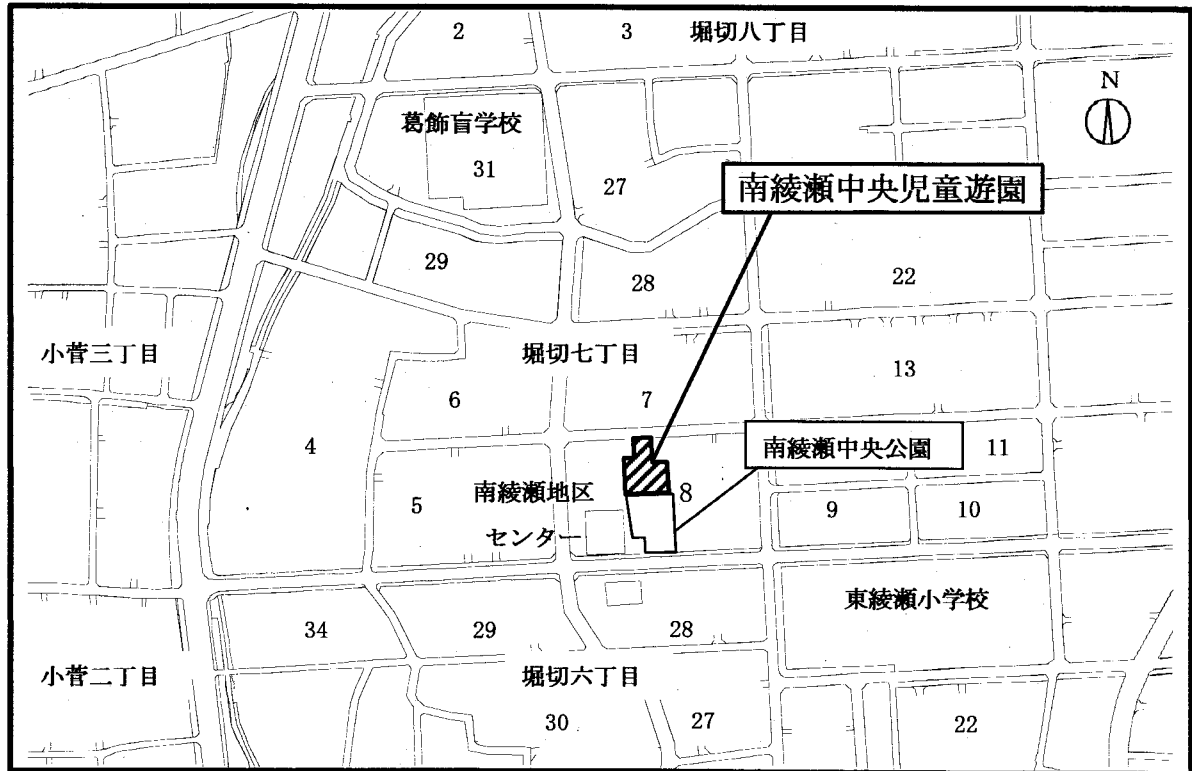
5 案内図・平面図

裏面のとおり

6 条例施行日

平成22年7月1日

[案 内 図]



[平 面 図]

